

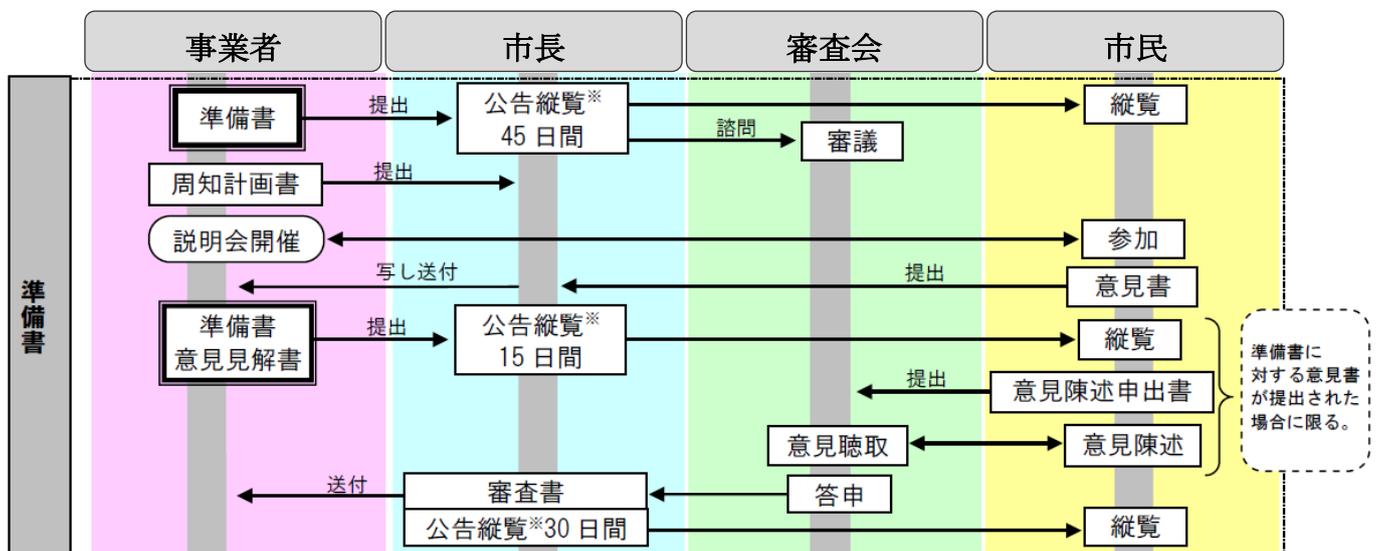
中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト
環境影響評価準備書に係る手続について

項目	内容																						
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 5 自然科学研究所の建設																						
これまでの手続き	<table border="1"> <tr> <td>配慮書</td> <td>提出：H29.4.11、公告縦覧：H29.4.25～H29.5.9</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>戸塚区</td> </tr> <tr> <td>環境情報提供書</td> <td>0通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>意見聴取：H29.4.28</td> </tr> <tr> <td>配慮市長意見書</td> <td>作成：H29.6.26、公告縦覧：H29.7.5～H29.7.19</td> </tr> <tr> <td>方法書</td> <td>提出：H29.9.11、公告縦覧：H29.9.25～H29.11.8</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>戸塚区</td> </tr> <tr> <td>説明会</td> <td>開催日：H29.10.13、14（計2回）</td> </tr> <tr> <td>意見書</td> <td>17通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>諮問：H29.9.27、答申：H29.12.25</td> </tr> <tr> <td>方法市長意見書</td> <td>作成：H30.1.12、公告縦覧：H30.1.25～H30.2.23</td> </tr> </table>	配慮書	提出：H29.4.11、公告縦覧：H29.4.25～H29.5.9	縦覧対象区	戸塚区	環境情報提供書	0通	審査会	意見聴取：H29.4.28	配慮市長意見書	作成：H29.6.26、公告縦覧：H29.7.5～H29.7.19	方法書	提出：H29.9.11、公告縦覧：H29.9.25～H29.11.8	縦覧対象区	戸塚区	説明会	開催日：H29.10.13、14（計2回）	意見書	17通	審査会	諮問：H29.9.27、答申：H29.12.25	方法市長意見書	作成：H30.1.12、公告縦覧：H30.1.25～H30.2.23
配慮書	提出：H29.4.11、公告縦覧：H29.4.25～H29.5.9																						
縦覧対象区	戸塚区																						
環境情報提供書	0通																						
審査会	意見聴取：H29.4.28																						
配慮市長意見書	作成：H29.6.26、公告縦覧：H29.7.5～H29.7.19																						
方法書	提出：H29.9.11、公告縦覧：H29.9.25～H29.11.8																						
縦覧対象区	戸塚区																						
説明会	開催日：H29.10.13、14（計2回）																						
意見書	17通																						
審査会	諮問：H29.9.27、答申：H29.12.25																						
方法市長意見書	作成：H30.1.12、公告縦覧：H30.1.25～H30.2.23																						
準備書の提出	条例第24条 平成30年8月10日提出																						
準備書の公告	条例第25条第1項 平成30年8月24日市報公告 （広報よこはま8月号、環境創造局ホームページ、環境創造局 ツイッターで周知）																						
準備書の写しの縦覧	条例第25条第1項 縦覧期間：平成30年8月24日～平成30年10月9日（47日間） 縦覧場所：環境創造局 環境影響評価課 戸塚区役所 区政推進課 （横浜中央図書館及び戸塚図書館で閲覧、 環境影響評価課ホームページで準備書の全文を公開）																						
審査会への諮問	条例第25条第2項 平成30年9月14日諮問																						
準備書の概要の周知	条例第26条第1項 同条第2項 周知計画書（平成30年8月10日提出） 対象地域：戸塚区戸塚町、上倉田町、下倉田町 周知方法：「環境影響評価準備書の概要及び説明会のお知らせ」を対 象地域内の新聞に折込配布、近隣住戸にはポスティング も実施																						

説明会の開催	条例第27条第1項 第1回 平成30年9月7日(金)夜 戸塚公会堂 第2回 平成30年9月8日(土)昼 戸塚公会堂
意見書の提出	条例第28条第1項 提出期間：平成30年8月24日～平成30年10月9日 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べることができる。(環境創造局のホームページでも意見書の受付を実施)
準備書意見見解書の作成・提出	条例第29条第1項 事業者は、意見書の写しの送付を受けた場合、意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類(以下「準備書意見見解書」)を作成し、市長に提出する。ただし、意見書の提出がなかったときは、この限りではない。
準備書意見見解書の公告・縦覧	条例第29条第2項 市長は、準備書意見見解書の提出を受けたときは、その旨を公告し、準備書意見見解書の写しを公告の日から起算して15日間縦覧に供する。
市民等からの意見聴取	条例第30条第1項 対象市民等(※)は、審査会に対し、準備書意見見解書の縦覧期間中に、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができる。
審査書の作成・送付	条例第31条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、環境の保全の見地からの意見を記載した書面(以下「審査書」)を作成し、事業者に送付する。
審査書の公告・縦覧	条例第31条第2項 市長は、審査書を作成した旨を公告し、公告の日から起算して30日間縦覧に供する。

※ 対象市民等とは、対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。)をいう。

図：準備書の手続フロー



※ 併せて、インターネット等での公表も行います。